

第5章 生物多様性の保全と持続可能な利用

第1節 生物の多様性の保全

主な環境指標
◇鳥獣保護区(実績/目標)
面積 59,367ha(令和2年度)/59,842ha(令和3年度)
箇所数 79箇所(令和2年度)/80箇所(令和3年度)

第1 野生生物の現状

本県では、自然公園内での各種行為による動植物に与える影響を軽減するため、一定規模以上の開発を行う事業者には事前総合調査の実施を義務づけるとともに、開発地域にあつては、貴重種の保護対策を行わせるなど希少野生生物の保護に努めてきました。また、鳥獣保護区の指定を行うこと等により野生生物の保護に努めています。

しかし、近年の野生生物を取り巻く状況はより複雑さを増し、状況に応じたより専門的な保護対策の実施が必要になってきています。

1 野生鳥獣の生息状況に関する調査

(1) ガン・カモ・ハクチョウ類生息状況調査

越冬期におけるガン・カモ・ハクチョウ類の飛来状況を把握するため、令和3年1月中旬に、令和2年度全国一斉調査の一環として県内42湖沼において生息状況調査を実施しました。

総羽数は、25種130,324羽で、昨年度より種数は1種類、羽数12,092羽減少しました。

図表 5-1-1 ガン・カモ・ハクチョウ類生息状況調査結果

	種数	羽数
ハクチョウ類	3種	881羽
ガン類	2種	206羽
カモ類	20種	129,237羽
合計	25種	130,324羽

図表 5-1-2 ガン・カモ・ハクチョウ類生息状況調査結果

年度	総種数	総羽数
平成20年度	23種	93,482羽
平成21年度	23種	101,842羽
平成22年度	27種	77,286羽
平成23年度	26種	123,725羽
平成24年度	24種	104,364羽
平成25年度	24種	137,613羽
平成26年度	26種	133,206羽
平成27年度	26種	113,770羽
平成28年度	28種	121,021羽
平成29年度	24種	106,379羽
平成30年度	26種	133,672羽
令和元年度	26種	142,416羽
令和2年度	25種	130,324羽

第2 生物の多様性の確保に関する施策

1 生物多様性保全の推進

(1) 「茨城の生物多様性戦略」の策定

「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略2012-2020」に基づき、平成26年10月に生物多様性保全に関する県としての基本目標や具体的な施策を盛り込んだ「茨城の生物多様性戦略」を策定しました。

戦略には、50年後の本県の環境の将来像とともに、その実現に向けて今後10年間で取り組むべき具体的な施策と目標を定めており、多様な主体の連携・協働や本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策、それらを実現するために必要な組織の設置検討等について盛り込みました。

(2) 生物多様性センターの設置

「茨城の生物多様性戦略」に基づく生物多様性施策の推進拠点として、平成27年4月に都道府県では全国で3番目となる茨城県生物多様性センターを設置しました。

生物多様性センターでは、生物多様性に関する普及啓発や、生物に関する情報収集・発信、さらに希少野生生物や外来生物などの調査を行っています。

2 野生生物の保護・管理

(1) 第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく事業の推進

「第12次鳥獣保護管理事業計画」(平成29年度から令和3年度)に基づき鳥獣保護区等の設定などの鳥獣保護管理事業を推進しました。

【計画の主な内容】

- ①鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- ②鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(有害鳥獣に係る)に関する事項
- ③鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ④鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項
- ⑤その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項など

(2) 鳥獣保護思想の高揚

野生鳥獣は、自然を構成する大切な要素として、自然生態系の維持、生物多様性の保全上重要な役割を担っており、人間の生活にとっても欠くことのできないものです。これら鳥獣に対する理解を深め、鳥獣保護思想の高揚を図るた

め、愛鳥週間用ポスター原画コンクールを実施しました。

(3) 鳥獣保護区等の指定

鳥獣の保護を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣保護区を指定し、鳥獣の捕獲を禁止すると

ともに、鳥獣の種類が豊富で個体数が多いなど鳥獣の保護繁殖にとって特に重要な地域については特別保護地区に指定し、各種行為を規制して、鳥獣の生息環境を保全しました。

図表 5-1-3 県内の鳥獣保護区等の箇所数と面積（令和2年度）

（単位：ha）

区 分	新 設		拡 大		設 置 数	
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積
鳥 獣 保 護 区	—	—	—	—	79	59,367
同 特 別 保 護 地 区	—	—	—	—	8	802
特定猟具使用禁止区域(銃)	—	—	—	—	214	61,090
狩猟鳥獣捕獲禁止区域(イノシシを除く。)	—	—	—	—	1	220

(4) 鳥獣保護管理員

鳥獣保護管理事業の実施に関する事務を補助するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣保護管理員を95名配置し、鳥獣保護区等の管理、違法捕獲・違法狩猟の監視等を行いました。各地域に鳥獣保護管理員を配置することにより、違法捕獲・違法狩猟等の通報があった際などにも迅速に対応しました。

ることから、「イノシシ管理計画（第六期）」に基づき、イノシシの生息数の適切な管理対策等を実施し、人とイノシシとの共存を図りました。

(5) 有害鳥獣の捕獲

農林水産業の被害防止と生活環境の保全を図るため、県又は市町村において、農林水産業や生活環境に被害を与える鳥獣について捕獲許可を行い、令和2年度は、1,162件の捕獲許可により、15,430頭（羽）の捕獲を実施しました。

(8) 放鳥事業

減少しつつある鳥類の繁殖を図るため、繁殖が必要と認められる箇所に放鳥を行いました。令和2年度はキジ316羽、ヤマドリ222羽を放鳥しました。

(6) 傷病鳥獣の救護

けがなどで衰弱した野生鳥獣について、県民の通報を受けて救護活動を行いました。

専門医の治療を要するものについては、指定の診療実施機関（18機関）で治療を行いました。令和2年度は165件の傷病鳥獣を治療しました。さらに継続して治療を必要とする鳥獣については、県の鳥獣センターで保護・飼養し、回復した後、自然に復帰させました。

(9) 鳥獣センターの運営

鳥獣保護思想の普及啓発の拠点として、傷病野生鳥獣の保護・飼養、展示鳥の飼養を行いました。特に、長期に治療を必要とする鳥獣については、指定獣医師による治療により、早期に野外に放すよう努めました。

(7) イノシシ管理計画（第2種特定鳥獣管理計画）

イノシシによる農作物への被害が拡大してい

(10) 狩猟対策

狩猟免許取得のための試験や免許更新の適正検査を実施するとともに、県内で狩猟をしようとする者の狩猟者登録を行いました。令和2年度は狩猟免許試験を6回、免許更新適性検査を5回実施するとともに3,796件の狩猟者登録を行いました。

また、法令を遵守し、安全で適正な狩猟を推進するため、司法警察員及び鳥獣保護管理員による狩猟者への指導・取締りを行うとともに、県警本部（各警察署）にも取締りを要請しました。さらに、狩猟者研修センターの適正な維持管

理等を行いました。

3 希少な動植物の保護

(1) 茨城県版レッドデータブック等

本県においては、全国で最初に発見されたヒヌマイトトンボやフクロダガヤ等希少な動植物が数多く分布しており、これらの保護を図るためには地域レベルにおける野生動植物の現状を明らかにした基礎資料を整備することが重要であることから、県版レッドデータブックを整備しています。

平成15年度には、これらレッドデータブックを基礎資料として、希少野生動植物の保護のあり方の基本的な考え方等を整理した「茨城県希少動植物保護指針」を策定しました。

野生動植物の状況は常に変化しており、現状に即した保護対策を講じるため、平成22年度からレッドリストの見直しに着手し、平成24年度にレッドデータブック（植物編）を、平成27年度にレッドデータブック（動物編）の改訂を行いました。

さらに、令和元年度には、レッドデータブック（蘚苔類・藻類・地衣類・菌類編）を刊行しました。

また、レッドデータブックの内容を茨城の野生動植物データベースにより公開しました。

(2) 希少野生生物の保護対策

「茨城県希少野生動植物保護指針」や、オオタカ等の保護に関し、環境省（当時の環境庁）が取りまとめた「猛禽類保護の進め方」（平成24年12月改訂）等を参考に、各種開発事業実施時における、希少野生動植物の保護について、

関係事業者等への指導を行いました。

また、県内の希少野生生物の分布調査を実施しました。

4 外来生物対策の推進

アライグマについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、定着初期の平成22年度に策定した「茨城県アライグマ防除実施計画」を令和2年度に改訂し、引き続き、市町村と連携して防除に取り組んでいます。また、定着が限定的なクリハラリスについては、定着市町村に防除実施計画の策定を指導しました。

植物については、平成28及び平成29年度に霞ヶ浦周辺のミズヒマワリ等の生育分布調査を実施するとともに、平成29年度に新利根川流域におけるミズヒマワリ等の除去を行い、今後の対策について周辺市町等と連絡協議会を立ち上げ、除去の推進及び再繁茂の防止を図るための活動を行っています。

また、令和元年8月に県内で初めて確認されたクビアカツヤカミキリや、カミツキガメなどの県内未定着の特定外来生物の早期発見のためチラシを作成し、市町村に配布することにより、それらの動物の周知及び発見時の情報提供を呼びかけています。

5 生物多様性に対する県民理解の促進

平成26年10月に策定した「茨城の生物多様性戦略」の普及啓発を積極的に行い、県民の理解を促進しています。

第3 今後の取り組み

「希少野生動植物保護指針」や「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、適正な保護管理対策に努めます。

さらに、狩猟免許試験等の適切な実施や、狩猟期間中の狩猟者に対する取締りを実施し、事故、違反の防止に努めるとともに、狩猟者研修センターの維持改修を行い、狩猟技術の向上と狩猟の適正化を図ります。

生態系や農作物への被害をもたらす外来生物の新たな目撃情報が県内各地から寄せられています。このため、外来生物の正しい知識や防除方法を県民に広報するとともに、通報連絡体制の確立や防除体制を構築し、早期発見、早期防除を図ります。

また、県内の希少野生生物の生息調査を行い、保護に努めます。

第2節 自然公園等の保護と利用

主な環境指標(令和2年度)

◇自然公園	面積	90,896ha
◇自然環境保全地域	面積	645ha 34箇所
◇緑地環境保全地域	面積	114ha 44箇所

第1 自然公園等の現状

1 自然公園の保護・管理

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、国民が自然公園を快適に利用できるよう必要な施設を整備し、国民の保健、休養及び教化に役立てることを目的として、国土のうち優れた自然の景観区域を選び指定されたものです。

自然公園には、国を代表する傑出した自然の風景地である「国立公園」、これに準ずる「国定公園」、その地方を代表する優れた自然の風景地である「都道府県立自然公園」があります。

現在、本県内には水郷筑波国定公園と9か所の県立自然公園があり、面積は90,896haと、県土面積の14.9%を占めています。

この自然環境の適切な保護を図るとともに、

近年の県民の自然とふれあう気運の高まりやニーズの多様化に対応するため、園地・歩道等の施設の整備に努めています。

2 自然環境保全地域等

優れた天然林や市街地の周辺地域にある樹林地等で、良好な自然環境を形成している地域の保全を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、「自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定しています。

現在までに自然環境保全地域34か所645ha(うち特別地区82ha)、緑地環境保全地域44か所114haを指定しています(図表5-2-1)。

図表5-2-1 自然環境保全地域等の区分

自然環境保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ・高山性植生、亜高山性植生の森林・草原 ・すぐれた天然林を有する森林 ・特異な地形、地質、自然現象の存する土地 ・自然環境がすぐれた状態を維持している河川、湖沼等 ・植物の自生地、野生動物の生息地、繁殖地
緑地環境保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地、池沼、丘陵、草原等が市街地、集落地等と一体となって良好な自然環境を形成している土地 ・歴史的、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成している土地

3 温泉

本県の温泉は、県北の山間部及び太平洋沿岸に多く分布し、比較的泉温の低いものが多く、泉質別では、多い順に塩化物泉、単純温泉、炭酸水素塩泉、硫黄泉、硫酸塩泉となっています。

近年、土地掘削技術の向上により1,000m以上の大深度温泉掘削が可能となり、温泉がゆう

出しにくいと考えられてきた県南・県西地域においても、温泉の掘削がみられます。

また、日帰り温泉施設等の増加や、温泉利用方法の多様化(温泉スタンド、タンクローリー等による温泉水輸送等)により、県民が温泉を利用する機会が増えています。

第2 自然公園等の保護と利用に関する施策

1 自然公園の保護・管理と適切な利用

(1) 自然公園の規制

公園ごとに定めた公園計画によって、公園区域を「特別保護地区」、「特別地域(第1種、第2種、第3種)」及び「普通地域」に区分し、自然公園の風致景観を保護するため、各種行為

の規制を行っています。

国定公園及び県立自然公園区域内で工作物の新築、土地の形状変更等所定の行為を行う場合、特別保護地区及び特別地域では知事の許可が、普通地域では届出が必要です。

(2) 現地管理体制

自然公園の現地管理体制の強化を図り、併せて利用者の案内指導を行うため、国定公園管理員2名、県立自然公園指導員59名を配置し、区域内のパトロール等を実施しています。また、環境省では国の国立・国定公園の適正な管理を行うため、自然公園指導員を委嘱しており、本県では45名が委嘱されています。

また、保護管理の適正を期すため、採取等を禁止する植物（指定植物）を指定しているほか、公園区域内に規制板、案内板等を設置するとともに、自然公園ごとに保護管理協議会を設置し、美化清掃等に努めています。

さらに、平成23年度に、衰退のみられる筑波山のブナ林保護対策を図るため「筑波山ブナ林保全指針」を策定しました。

(3) 自然公園の施設整備と利用の促進

自然公園の適正な利用を図るため、各々の自然公園には規制計画とともに施設計画が定められています。この計画に基づき、利用のために必要な施設の効果的な配置・整備に努めており、現在までに園地、野営場、公衆トイレ、駐車場等の基幹的施設の整備を進めてきました。

(4) 自然保護思想の普及啓発

自然環境を保全するためには、県民の自然に対する正しい認識と郷土の自然を守る自主的な活動に負うところが大きいことから、各種行事の開催や自然ガイド等印刷物の作成配布などにより、自然保護思想の普及啓発に努めています。

○首都圏自然歩道の整備と踏破記念制度

自然や史跡等を探訪し、自然保護に対する理解を深めることを目的として整備された首都圏自然歩道（関東ふれあいのみち）の利用促進を図るため、標識等の再整備を実施しました。

また、平成6年度から首都圏自然歩道の踏破記念制度が始まり、令和2年度までに302名が茨城県全18コース約255kmを踏破しました。

2 自然環境保全地域等の保全と活用

自然環境保全地域内では、生態系構成上重要な地区等を特別地区とし、それ以外の地区を普通地区として指定しています。特別地区内での工作物の新築等所定の行為には許可が、普通地区での所定の行為には届出が、緑地環境保全地域での所定の行為には届出がそれぞれ必要とされています。

また、各保全地域に自然保護指導員1名（菅生沼自然環境保全地域のみ2名）を配置し、保全地域の管理と地域住民に対する自然保護思想の普及啓発に努めています。

さらに、保全事業として標板・標柱を設置し、自然観察の手引とするなど、意識の高揚を図っています。

3 温泉の保護と利用

本県においては、既存源泉に影響を及ぼすなど、公益を害するおそれのある温泉掘削を未然に防止するほか、過大な揚湯能力を有する動力の装置を認めないなど、環境保全にも配慮し、茨城県自然環境保全審議会における答申のもとに温泉源の保護に努めています。

さらに、茨城県温泉利用等審査会議において温泉利用に関する事項を審議し、適宜、現地調査・利用指導を行うことで温泉利用の適正化も図っています。

図表 5-2-2 温泉関係許可事務取扱状況（単位：件）

区分／年度		H28	H29	H30	R1	R2
掘さく	申請	2	—	3	1	—
	許可	2	—	3	1	—
増掘	申請	—	—	—	—	—
	許可	—	—	—	—	—
動力装置	申請	—	3	1	1	1
	許可	—	3	1	1	1
温泉利用	申請	12	10	15	13	2
	許可	12	10	12	16	2
温泉採取	申請	1	1	1	0	—
	許可	1	1	1	0	—

第3 今後の取り組み

1 自然公園の保護・管理と適切な利用

自然公園の適正な維持管理を図るため、国定公園管理員及び県立自然公園指導員による巡回指導を行うほか、規制板・案内板の設置等を行います。自然公園内の施設整備については、水郷筑波国定公園内の利用拠点になる歩道、案内板等の整備を引き続き進めるほか、県立自然公園内においても、施設整備を進めることにより、自然公園の利用施設の整備促進を図ります。

また、本県の自然公園内の優れた自然とふれあい、自然環境への理解を深めることを目的として、茨城県自然歩道利用促進協議会の協力を得て、「自然歩道を歩こう月間」を開催します。さらに、令和2年度に設置した「筑波山ブナ林保護対策委員会」を今後も開催し、平成23年度に策定した「筑波山ブナ林保全指針」の見直しを行います。

2 自然環境保全地域等の保全管理

自然環境保全地域等の適正な保全管理を図るため、引き続き自然保護指導員による指導管理を行うほか、標板・標柱の設置等の保全事業を実施します。

3 温泉の保護と利用

温泉源の保護を図るため、公益を害するおそれのある温泉掘削を防止し、過大な揚湯能力を有する動力についてもその装置制限を行います。

また、環境省が策定した「温泉資源の保護に関するガイドライン」に基づき、定期的に泉質や使用状況の調査を行うとともに、新たな掘削等に際しては、水位変動を確認するための計器の設置を指導します。

さらに、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の未然防止のため、温泉の採取者に対し適正な指導を行います。

加えて、温泉の適正利用を確保するために、温泉を供するものに対し、再分析の実施や適切な掲示について指導します。

第3節 森林・平地林・農地の保全

主な環境指標

◇森林面積 188,900ha(令和2年4月)
◇造林面積 130ha(令和2年度)

第1 森林・平地林・農地の現状

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、健全で活力ある多様な森林の整備を進めます。また、緑豊かなうおいのある生活環境づくりを進めるため、平地林等の保全整備を推進しています。

農業生産の基盤である農地については、環境保全、景観形成の機能等、多様な公益的機能の維持・推進を図るとともに、適正な管理による保全を進めています。

1 森林の現状

森林は、水源の涵養や県土の保全、快適な環境の形成など様々な機能を持ち、人間を含めたすべての生物を支え育む自然環境の基盤をなすものです。

本県は、県土面積約61.0万haのうち、森林面積が約18.9ha（令和2年4月現在）と県土面積

の約31%、農地が約27%、その他住居地等が約40%と全国と比較して特徴ある土地利用区分となっています。

しかしながら、近年の土地利用の推移を見ると、各種基盤整備等に伴い、道路、住宅地、工業用地といった土地利用が増え、森林、農用地といった緑の減少傾向が続いています。

図表 5-3-1 森林面積の推移（単位：ha）

（各年4月1日現在）

区分		年				
		H28	H29	H30	R1	R2
民有林	森林面積	141,615	142,546	142,546	143,885	143,900
	うち平地林	39,110	39,312	39,312	39,312	39,242
国有林		44,988	44,947	44,947	45,001	45,000
計		186,603	187,493	187,493	188,886	188,900

2 平地林等の現状

森林のうち県中部から県南西部にかけて広く分布している平地林や農村部等に点在する里山林は、身近な自然として、また、多様な生態系を維持するなど多くの役割を果たしてきていますが、都市基盤の整備等に伴う減少傾向とともに、管理放棄による荒廃が著しく、適正な保全と整備を図っていくことが課題となっています。

3 農地の現状

本県の農地は、約16.4万ha（令和2年7月15日現在）と県土の約27%を占め、山林とともに本県の自然環境・景観形成に重要な役割を担っています。しかしながら、その面積は、宅地等への転用やかい廃等によって減少してきています。

第2 森林・平地林・農地の保全に関する施策

1 森林の保全と整備

（1）山地・山間地等の優れた自然の保全

ア 県土の保全と保安林の適正配備

保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備、公衆の保健等、その目的によって17種類あり、本県では、13種類55,920ha（民有林17,895ha、国有林38,025ha）を指定しています（令和3年3月31日現在）。

保安林の配備は、「地域森林計画」に基づいて計画的に進めています。

イ 森林の維持・育成

森林の計画的な伐採や造林を推進するため、「森林法」に基づく「地域森林計画」の樹立・変更を行うとともに、市町村森林整備計画に即した計画的な森林整備等の推進について支援しています。

(ア) 林業の担い手対策

木材価格の長期低迷、生産コストの上昇による林業採算性の悪化など林業を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。様々な取組の結果、近年の林業就業者については、人数の下げ止まりと若返りの傾向が見られますが、50歳以上の就業者が過半数を占める状況です。

このため、平成5年度に設置した「森林整備担い手対策基金」などを活用して、林業就業者の新規参入の促進、社会保険加入の促進、労働安全対策等を行っています。また、就労条件の整備を推進するとともに、省力化・魅力ある職場づくりに欠かせない高性能林業機械のオペレーターの養成を行っています。

さらに、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、平成10年3月に設置した「茨城県林業労働力確保支援センター」を通じて、林業労働者の新規参入の促進と労働環境の整備を図るため、普及啓発や各種の研修事業等を実施しています。

(イ) 林道の整備と県産木材安定供給体制の確立

林道は、林業生産性の向上、適正な森林管理の推進のための基幹となる施設であるとともに、山村地域の生活環境の改善と振興に大きな役割を果たしています。このため、林道の開設、改良及び舗装事業を計画的に実施しました。県産木材の安定供給体制については、産地における生産・流通拠点施設の整備による品質の安定した良質な木材製品の供給に努めています。

(ウ) 造林の推進

戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎えており、森林の公益的機能を維持していくためには、これらの成熟した森林資源を活用（主伐）し、再び苗木を植栽（再造林）していく必要があります。そのため、再造林やその後の保育などの森林整備に対する支援を行っています。

(エ) 間伐の推進

水源涵養機能や地球温暖化防止などの森林の有する公益的機能を維持していくためには、間伐等の森林整備を適切に行う必要があります。そのため、間伐に対する支援を行っています。

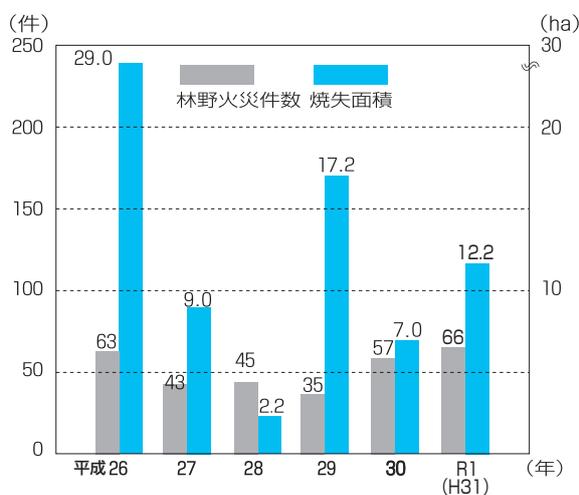
図表 5-3-2 民有林間伐面積の推移 (単位：ha)

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2
民有林間伐面積		1,659	1,781	1,078	1,068	1,161

(オ) 森林保護対策

林野火災から森林を守るため、保安林や林野火災の多発するおそれのある地域において森林保全巡視員による森林パトロールを実施するとともに、林野火災予防の普及啓発に努めています。

また、保安林等重要な松林を松くい虫の被害から守るため、薬剤の散布や松くい虫により枯損したマツの伐倒駆除等を実施し、被害の拡大防止に努めるとともに、松林の衰退が著しい箇所は、広葉樹等の植栽を行っています。



図表 5-3-3 林野火災件数と焼失面積の推移

(カ) 県民参加の森づくりの推進

県民の森林や緑に対する期待と関心は高まりを見せているため、県民を対象にした植樹、下刈り、枝打ちなど、育林実践活動などを実施しています。

2 平地林の保全と活用

(1) 平地林等の整備

地域住民の提案等による地域の整備目的に沿った平地林・里山林の保全整備を実施しています。

(2) 自然観察施設の実備

県民の森林・緑に対する要請は、近年の余暇時間の増大やライフスタイルの変化等によって、自然と人との交流・ふれあいの場として利

用されるなど多様化しており、県民が身近に利用できる施設の整備が必要となっています。

このため、身近に緑にふれあう場として、県民が楽しみながら緑に接し、緑の大切さを学ぶ野外活動の場として茨城県民の森をはじめとした自然観察施設の適切な管理・運営を図っています。

図表 5-3-4 自然観察施設一覧（林政課所管）

名 称	設 置 目 的	位 置
茨城県民の森	野生植物の観察並びに保健及び休養の場	那珂市戸
茨城県植物園	植物に関する知識の習得及び憩いの場	
茨城県森のカルチャーセンター	森林及び野生鳥獣に関する知識の習得の場	
茨城県きのこ博士館	きのこ類、山菜類その他の特用林産物に関する知識の習得の場	
茨城県奥久慈憩いの森	森林に関する学習及び研修並びに自然探勝の場	大子町高柴
茨城県水郷県民の森	森林その他の自然環境に関する学習並びに保健及び休養の場	潮来市島須

3 農地の保全

(1) 優良農地の保全

新規参入者を含む農業担い手の育成、農地や農道等の農業基盤の整備を推進するほか、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき市町村農業振興地域整備計画の適正な管理を行い、また、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域活動に対して支援し、農地の保全を図っています。

(2) 都市農村交流の推進

近年、都市住民を中心に農業・農村に対する関心が高まり、市民農園が開設されるなど、都市農村交流施設の整備が進み、農村への来訪者を受け入れようとする農家等の動きも生じています。

このような動きを受けて、県では各種の事業、制度を活用して都市農村交流施設や市民農園の整備、農家民宿の開設支援など都市農村交流を推進し、魅力ある農村づくりを進めています。

第3 今後の取り組み

1 森林の保全と整備

貴重な動植物が生息する森林を利用するに当たっては、自然環境の保全に留意し、保安林は「地域森林計画」に基づき、また、林業生産の基盤である林道及び作業道については、計画的な整備を推進します。さらに、造林事業等により、計画的に間伐等の森林整備を実施します。森林計画については、地域森林計画の樹立・変更を行うとともに、地域の意見を反映した市町村森林整備計画の作成を支援することにより、計画的な森林整備等を推進します。

森林の保護については、林野火災から森林を守るため、森林パトロールや林野火災予防の普及啓発を行います。また、保安林等の重要な松林については、松くい虫による被害拡大を防ぐため、薬剤散布等を実施します。

また、森林湖沼環境税を活用して、「自立した林業経営による適切な森林管理と木材利用の推進」、「県土・生活環境の保全」、「森林に対する県民意識の醸成」の3つを施策の柱として、森林の保全・整備に取り組みます。

2 平地林の保全と活用

平地林・里山林については、快適で豊かな森林環境づくりのため「身近なみどり整備推進事業」により、保全・整備に取り組みます。

さらに、コナラやクヌギ、シイ、カシなどの貴重な平地林が見られる「水郷県民の森」については、自然環境に関する学習の場としての活用を図ります。

3 農地の保全

(1) 優良農地の保全

地域農業の担い手の育成を図りながら、担い手への農用地利用の集積等を促進するとともに、農地の基盤整備を推進するほか、「農業振興地域の整備に関する法律」等に基づき、市町村農業振興地域整備計画の適正な管理を行い、優良農地の確保・保全を図ります。

また、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に対し支援し、農地の保全を図ります。

(2) 都市農村交流の推進

農村の活性化を図るため、各種事業を活用し都市農村交流施設の整備や、市民農園、農家民宿の開設を支援するとともに、ホームページ等を活用した情報発信を行い、都市と農村の交流を推進します。

第4節 河川等水辺環境の保全と活用

第1 河川等水辺環境の保全と活用に関する施策

1 河川の保全と活用

近年、河川は洪水対策や水資源の確保に加えて、私たちの生活にうるおいを与える水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられていることから、河川環境に配慮し、各河川の特성에 応じた河川整備に取り組んでいます。

令和2年度は前川（潮来市）等における事業に取り組みました。

2 湖沼・湿地の保全と活用

多様な生態系を育みうるおいある水辺環境を保全・創出するため、各湖沼や、湿地の特性に応じ、自然の状態の維持・保全に努めるとともに、自然環境や親水性に配慮した整備を図っています。令和2年度は湖沼において、水生植物帯のモニタリング調査を実施しました。

第2 今後の取り組み

1 河川の保全と活用

各河川の特성에 応じ、遊歩道や桜つつみの整備、自然の河川に見られる多様性のある河岸やみお筋を保全するなど河川環境に配慮した多自然川づくりに取り組むとともにうるおいのあるまちづくりや地域振興に寄与する水辺空間づくりを推進します。

また、河川環境に対する地域住民の理解を深めるため、河川に係る広報活動を充実し、河川愛護思想の普及啓発に努めます。

2 湖沼・湿地等の保全と活用

河川と同様に、各湖沼や、湿地の特性に応じ、自然の状態の維持・保全に努めるとともに、自然環境や親水性に配慮した整備を図ります。

また、水生植物帯の保全・再生を図るなど、水生植物の有する自然の水質浄化機能の活用を努めます。

3 沿岸・海域の保全と活用

砂浜の消失から生じる被害から県土を守るために、鹿島灘海岸において、昭和60年度から*ヘッドランド工法により侵食対策を実施しています。これまでに34基のヘッドランドが完成し、令和2年度は、養浜を実施しました。

4 ラムサール条約湿地登録の推進

平成24年の渡良瀬遊水地に続き平成27年5月、酒沼が国際的に重要な湿地として、水鳥の生息地及びそこに生息する動植物の保全と賢明な利用（ワイズユース）を目的とするラムサール条約に登録されました。平成30年には、第17回世界湖沼会議のエクスカージョンにて、酒沼に関するプレゼンテーションを行い、令和2年度には野鳥観察会、マナー啓発看板の設置、啓発用記念品の作成等、酒沼の環境保全及びワイズユースの推進に係る取り組みを実施しました。

3 沿岸・海域の保全と活用

「茨城沿岸海岸保全基本計画」に基づき、各地域（海域）の特性に応じた“美しく安全でいきいきした海岸”の空間づくりを推進します。

また、海岸環境に対する地域住民や海岸利用者の理解を深めるため、海岸に係る広報活動を充実し、海岸愛護思想の普及啓発に努めます。

4 ラムサール条約湿地登録の推進

ラムサール条約湿地の登録後も水鳥等を定期的に調査し、登録地周辺の保全やワイズユースの推進に努めます。

第6章 快適で住みよい環境の保全と創出

第1節 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出

主な環境指標(実績/目標)
◇1人当たり都市公園面積
9.93㎡(令和元年度)/9.9㎡(令和2年度)

第1 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出に関する施策

1 緑の空間の保全と創出

緑は、都市環境にうるおいとやすらぎをもたらすなど、自然と人間が共生する生活環境を形成するうえで重要な役割を担っており、都市部においては、樹林地や水辺地等、既存緑地の保全に努めるとともに、都市公園の整備促進等、緑の創出に努める必要があります。

市町村では、「緑の基本計画」により推進しており、令和3年3月末現在13市町村が策定しています。

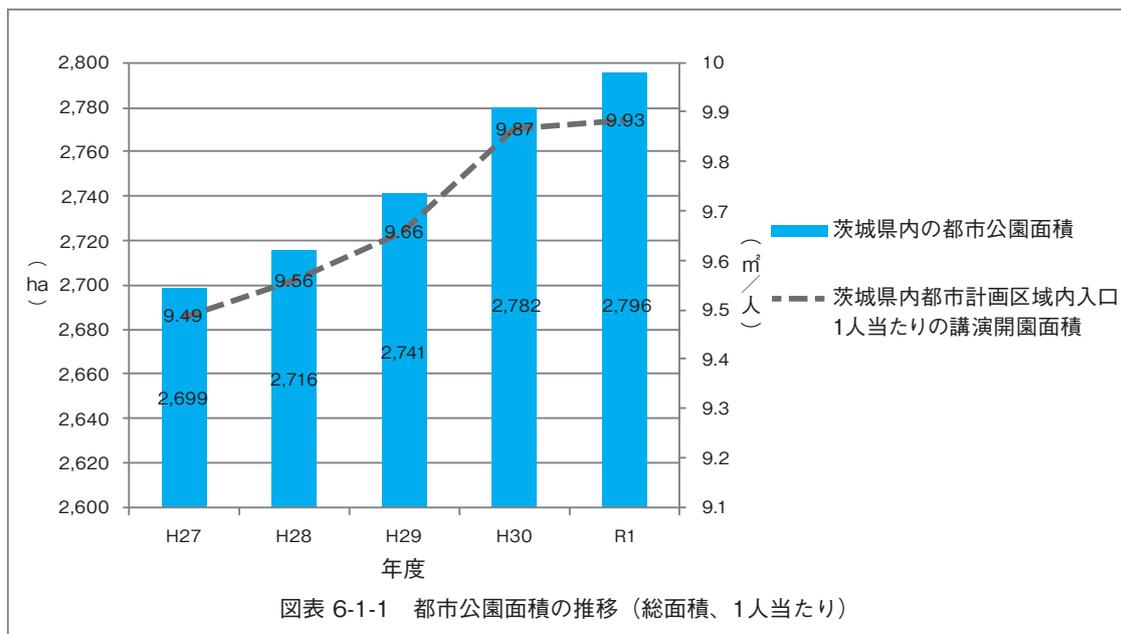
(1) 緑の保全対策

都市計画区域内において良好な自然環境を形成する緑地の保全を図るため、令和3年3月末現在21地区1,081.5 haを*風致地区として、1地区24 haを*特別緑地保全地区として指定しています。

(2) 都市公園の整備

緑豊かなゆとりとうるおいのある生活環境の形成をめざし、緑の拠点となる都市公園の整備を推進しています。

本県における都市公園（都市計画区域外の特定地区公園を含む）は、令和2年3月末現在44市町村で2,137箇所、面積2,796.45 haが開設されており、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は9.93㎡となっています。



(3) 公共施設等の緑化の推進

都市の緑化を総合的かつ効率的に推進するため、学校や道路等公共施設の緑化を含めた多面的な緑化施策の展開が望まれています。

そのため、都市における緑の核となる都市公園の整備を進めるとともに、住民や団体の参加と協力を得て、都市緑化普及啓発のため県営都市公園等で「いばらき都市緑化フェスティバル」を春と秋に開催しています。

2 うるおいのある快適な都市空間の創出

(1) 都市景観形成の推進

「景観形成条例」に基づき、大規模な建築物等の新築、増改築等や土地の形質の変更に係る行為について届出を義務付け、周辺景観と調和した景観形成の誘導を図るなど、地域の特性を生かした景観形成に努めています。

また、「屋外広告物条例」により、屋外広告物の表示の場所、方法等について必要な規制を行うとともに、「屋外広告物のてびき」などにより、屋外広告物に関する制度や内容等の周知に努めています。

そのほか、良好な町並み、景観や緑の維持・形成のため、令和3年3月31日現在52区域約187haで建築基準法に基づく建築協定を結んでいます。

(2) 電線類の地中化の推進

災害の防止、安全かつ快適な道路交通の確保、都市景観の向上を図るため、平成7年6月から施行された「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき電線類の地中化を推進しています。

令和2年度は、県道取手東線（取手市）外13路線において電線共同溝の整備を実施しました。

(3) 交通安全施設等の整備

安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図るた

め、通学路や交通事故の多発している道路などについて、歩道設置や交通安全施設などの整備を実施しました。

また、自転車交通の安全を確保するとともに、快適なスポーツ・レクリエーション活動に資することを目的として、いばらき自転車活用推進計画に基づき、県内の各ネットワーク路線において、自転車通行空間の整備を実施しました。

(4) まちづくり推進事業の実施

住民がまちづくりに関心を持ち、まちづくりに自ら積極的に参加するような環境づくりを進めるため、まちづくりシンポジウムを開催するとともに、まちづくりに功績のあった住民等を広く表彰するチャレンジいばらきまちづくり表彰を実施し、令和3年1月に1件表彰しました。

第2 今後の取り組み

1 緑の空間の保全と創出

(1) 緑の基本計画策定と地域地区指定促進

市町村の緑の基本計画策定を促進するとともに、風致地区の指定や、*緑地協定などを活用し、都市計画区域内において良好な自然環境を形成する緑地の保全・創出を図ります。

(2) 都市公園の整備

偕楽園公園、笠間芸術の森公園、北浦川緑地等の県営都市公園の充実に努めるとともに、市町村の行う都市公園整備についても積極的に助言・協力を行います。

(3) 公共施設等の緑化の推進

都市における緑の核となる都市公園の整備や学校等の緑化を図るとともに、これをネットワーク化し都市の緑の骨格づくりのため道路等の緑化に努めます。

また、市街地の大半を占める民有地の緑化など、住民等の広範な参加と協力を得て、都市緑化推進運動を各県営都市公園等で展開するなど、官民一体となって、緑化の普及啓発活動を進めていきます。

2 うるおいのある快適な都市空間の創出

(1) 都市景観形成の推進

「景観形成条例」の適正な運用を図るとともに、市町村が行う景観行政に対する助言や景観に関する広報啓発を推進します。

また、屋外広告物の適正な表示を推進するため、屋外広告物制度の広報啓発や、違反広告物の是正指導を進めるとともに、住民参加による違反広告物の除去を行う茨城県まちの違反広告物追放推進制度を実施します。

さらに、良好な住環境の形成のため建築協定の適切な運用を図ります。

(2) 電線類の地中化の推進

電線類の地中化による災害の防止、安全かつ快適な道路交通の確保、都市景観の向上を図るため、令和3年度も引き続き県道取手東線外15路線の電線共同溝の整備を推進します。

(3) 交通安全施設等の整備

安全かつ快適な交通環境の確立を図るため、歩道設置や交通安全施設などの整備を計画的に推進します。

さらに、いばらき自転車活用推進計画に基づき、県内の各ネットワーク路線において、引き続き自転車通行空間の整備を推進します。

(4) まちづくり推進事業の実施

まちづくり推進事業として、まちづくりシンポジウム及びチャレンジいばらきまちづくり表彰を実施します。

第2節 歴史的環境・自然景観の保全と活用

第1 歴史的環境・自然景観の保全と活用に関する施策

1 歴史的・文化的環境の保全と活用

(1) 文化財の保護と史跡の公有化の推進

ア 史跡、名勝及び天然記念物の指定

「文化財保護法」に規定する文化財のうち、**※史跡**、**※名勝**及び**※天然記念物**などを記念物といい、国・県・市町村はそれぞれの行政区域において、歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なものを指定し、その保護を行っています。

記念物は、その内容が自然環境と極めて密接な関連を有しており、文化財としての指定は原則として指定時の現状を保存することを前提としています。指定された記念物の指定価値を損なう現状変更等は原則として認められておらず、保護が図られています。

イ 保護対策

(ア) 史跡の公有化と整備

史跡は直接自然環境に関わるものではありませんが、その多くは良好な自然環境を維持しています。

本県では史跡のより一層の保護を図るため、良好な歴史的環境を維持し、広く活用を図る目的で公有化と史跡公園等の整備を促進しています。

(イ) 名勝の整備

名勝の存在は自然環境に支えられています。したがって、その保護は、そのまま自然環境の保護につながるものです。

(ウ) 天然記念物

天然記念物は自然そのものであり、動物の生

息条件は植物以上に周辺の環境に左右され、自然環境の変化を如実に反映します。

なお、植物の指定には名木、巨樹、老木等の単木のほか、植物生態学上の視点による自然林や樹叢の指定があります。

(2) 指定文化財の所有者・管理者への支援

国・県指定文化財の保存修理、防災設備等に対し補助金を交付しています。

そのほか、東日本大震災で被災した文化財の早期復旧と所有者等の負担軽減を図るため、本県独自に復旧事業への補助を実施しました。

文化財の保護のための支援を進めることによって、地域住民の文化財保護の意識の高揚を図っています。

(3) 文化財保護意識の高揚と人材の育成

市町村の文化財保護審議会委員や地域で文化財保護活動をしている者を対象に、研修や講演会などを実施し、文化財の保護や活用を推進しています。

(4) 文化財に関する資料の刊行等

新たに指定・登録された文化財の解説と国・県指定文化財、登録文化財を掲載した「茨城の文化財」を刊行するとともに、遺跡台帳（埋蔵文化財包蔵地調査カード）や「茨城県遺跡地図」を更新し、埋蔵文化財の保護活用と遺跡の有無の照会、開発事業との調整の円滑化を図っています。

第2 今後の取り組み

1 歴史的・文化的環境の保全と活用

史跡については、計画的な土地の公有化について、市町村に助言・支援を行い、史跡公園等の整備・活用を促進します。

また、名勝や天然記念物については、現状保存とともに、周辺環境の整備を促進します。

第3節 自然災害への対応

主な環境指標(実績/目標)

◇河川改修率 58.1%(令和2年度)/58.2%(令和3年度)

◇土砂災害防止施設の整備率 24.6%(令和2年度)/24.5%(令和3年度)

第1 自然災害等への対応

1 地震や台風などの自然災害等への対応

(1) 水害の防止

地域開発の進展に伴う人口の集中化・都市化に対処し、河川流域住民を洪水の被害から守るため、河川改修やダム事業を推進するとともに、大規模開発など流域の開発が著しい河川については、防災調節池等の整備と合わせて改修を進めています。

令和2年度は、桜川など40河川で、改修事業を実施しました。

(2) 海岸災害の防止

本県の海岸は、堤防・護岸や水門などの海岸保全施設を整備し、越波被害の防止、砂浜の維持・回復、崖の侵食防止に一定の効果が図られていますが、近年は東日本大震災の甚大な地震・津波被害をはじめ、砂浜の後退や崖の侵食、異常な高潮・高波による越波被害などが広域かつ大規模に発生する状況にあります。

津波、高潮、侵食による災害から後背地を保護するため、海岸堤防等の海岸保全施設や海岸防災林等の整備を進めています。

(3) 地震災害への対応

防災空間確保のための*防災公園や、住民の避難、消防活動、緊急輸送のための道路の整備を図るとともに、茨城港（日立港区、常陸那珂港区）及び鹿島港において耐震強化岸壁を供用しています。

また、災害に強い都市環境の形成を図るため、駅前や中心市街地を中心に市街地再開発事業や、土地区画整理事業を推進しています。

そのほか県耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化の促進、木造住宅耐震診断・改修及び危険ブロック塀等の除却等への助成、市町村の耐震改修促進計画の策定促進を行っています。

(4) 土砂災害防止施設の整備推進

砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業により、土砂災害防止施設の整備を図っています。

令和2年度は、砂防事業は大栗沢など10溪流、地すべり対策事業は大塚地区、急傾斜地崩壊対策事業は宮下地区など20地区の整備を実施しました。

(5) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定・見直し

土砂災害から県民の生命・身体を守るため、土砂災害警戒区域等を指定しています。

令和2年度は、桜川市など7市で見直し作業を実施しました。

(6) 復旧治山や予防治山の推進

山地において台風や集中豪雨等の自然現象により発生した崩壊地や、崩壊の可能性が高く、崩壊土砂の流出により下流に被害を与えるおそれがある箇所について、治山ダム工や山腹工、森林造成のための植栽を実施しました。

(7) 保安林の適正配備と機能の維持・向上

土砂災害等、山地災害を防備する目的で土砂流出防備及び土砂崩壊防備保安林を指定しています。

また、保安林の機能が高度に発揮できるよう保安林整備事業等により整備を進めています。

(8) 土砂災害に対する防災意識の高揚

毎年6月の土砂災害防止月間に市町村とともにながけ地のパトロールを実施しています。

また、小・中学校生徒を対象に「土砂災害防止に関する絵画・作文」を募集・表彰して、土砂災害に対する防災意識を高めています。

(9) 港湾における台風等への対応

台風時の港湾機能の低下を最小限にすべく、ふ頭内の電源設備の浸水対策などの整備を進めるとともに、港湾BCP（事業継続計画）において高潮・暴風時や地震・津波時の行動計画をまとめられています。

2 災害廃棄物への対応

近年、大規模な自然災害が頻発しており、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することは、被災地の復旧・復興を図る上で、大変重要となっています。

本県では、東日本大震災や平成27年関東・東北豪雨災害などの大規模な自然災害により多量の災害廃棄物が発生したため、県として、被災市町村における災害廃棄物処理事業の円滑な実施を支援してきたところです。

まだ記憶に新しい令和元年東日本台風（台風第19号）、令和元年房総半島台風（台風第15号）では、約5万3千トンの廃棄物の処理が行われました。また、太子町衛生センター（し尿処理施設）が浸水被害を受けて稼働を停止したため、今なお、その復旧が進められています。

県では、県内での災害廃棄物処理体制の強化を図るため、令和2年6月1日付けで、県、市

町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会の計65者により、新たな災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定を締結し、県内の関係機関が連携・協力して、被災市町村における廃棄物処理を支援する体制づくりを進めました。

また、災害廃棄物の処理の主体となる市町村の職員を対象として、研修会の開催等により、市町村職員の対応力の向上を図るとともに、市町村災害廃棄物計画の策定や計画内容の不断の見直しを促進しています。

さらに、環境省の大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会における連携等により、県域を越えた災害廃棄物の処理体制の強化に努めています。

3 異常気象への対応

(1) 防災情報メールの配信

防災情報システムの更新（平成20年度）に併せ、新たに県民に対するサービスとして、気象関連情報や避難関連情報について電子メールにより配信する「茨城県防災情報メール」の運用を開始しました。

更に、防災情報ネットワークシステムの更新（平成27年度）に併せ、新たに土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報を配信できるよう、機能向上を図るとともに、平成29年9月からは、水位周知河川情報の配信を開始しました。

ア 配信情報

- ・ 特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪）
- ・ 気象警報（大雨、洪水、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪）
- ・ 津波注警報、津波情報
- ・ 竜巻注意情報
- ・ 土砂災害警戒情報
- ・ 地震情報（県内震度4以上の震度速報、地点震度）
- ・ 指定河川洪水予報
- ・ 水位周知河川情報・お知らせ
- ・ 避難関連情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））

イ 登録者数

19,507 件（令和3年4月1日現在）

ウ 配信実績

図表 6-3-1 防災情報メールの配信実績

警報	令和元年度	令和2年度
特別警報	32	0
気象警報	928	318
津波注警報、津波情報	2	7
竜巻注意情報	40	74
土砂災害警戒情報	356	16
地震情報	24	39
指定河川洪水予報	95	3
水位周知河川情報	62	9
避難関連情報	414	6
お知らせ	0	0
合計	1,953	472

(2) 防災情報ネットワークシステムの更新（運用開始平成28年6月～）

平成11年度から運用しているシステムを更新し、いばらき消防指令センターの運用開始に合わせて平成28年6月から本格稼働し、同年12月からはネットワークに接続する全構成機関によ

る運用を開始しました。

○ 更新に向けた基本方針等

- ・地上回線、衛星回線の2ルート維持による
確実性の確保
- ・いばらきブロードバンドなどの既存光回線
を活用したデジタル化・高速大容量化
- ・救急医療機関やトラック協会、東日本高速
道路（株）などとの連携強化
- ・市町村、消防本部、県出先機関、救急医療

機関、防災関係機関の計278機関に、140
の教育関係機関を加えた計418機関におい
て災害関連情報を共有

- ・救急車から医療機関に直接連絡可能（全国初）
- ・水防情報システムなど各種関連システム等
との連携により、河川水位情報や道路通行
規制情報、避難所情報などの災害関連情報
を関係機関と共有

第2 今後の取り組み

1 地震や台風などの自然災害等への対応

(1) 水害の防止

河川改修を重点的に推進するとともに、大規模開発など流域の開発が著しい河川については、防災調節池等と合わせた改修を推進することとし、令和3年度は、恋瀬川をはじめ28河川で改修工事を実施します。

(2) 海岸災害の防止

津波や高潮、海岸侵食、飛砂による被害を防止・軽減するため、護岸・堤防等の施設や海岸防災林の整備を推進します。

(3) 地震災害への対応

防災公園や、緊急輸送道路の整備を推進します。また、市街地再開発事業や土地区画整理事業の面的整備について支援等を行い、災害に強いまちづくりを推進します。そのほか、建築物の耐震化や危険ブロック塀等の安全対策の促進を図るため、県耐震改修促進計画に基づき、各種施策を推進します。

(4) 土砂・山地災害の防止

砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業による土砂災害防止施設の整備と、土砂災害警戒区域等の指定・見直しを推進します。

また、保安林の機能が高度に発揮できるよう保安林整備事業等を進めるとともに、荒廃山地の復旧及び荒廃危険山地の崩壊を未然に防止するため山腹工や治山ダム工等を実施します。

そのほか、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に气象台と共同で発表する土砂災害警戒情報や補足する情報を、県のホームページ等から市町村、県民に配信し適切な避難ができるよう、避難体制の支援を図ります。

2 災害廃棄物処理体制の強化

災害時における廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うため、引き続き、市町村に対し、災害廃棄物処理計画の策定及び計画内容の不断の見直しを促します。

また、令和2年6月1日付けで締結した災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定については、災害時に協定が機能的に運用できるよう、当事者間の連携強化を進めます。

3 異常気象への対応

防災情報メールの登録について県民への広報により登録を促し、より多くの県民に地震・津波などの災害関連情報を迅速かつ的確に伝達できるよう取り組みます。

第7章 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進

第1節 環境教育・環境学習等の推進

第7章

各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進

第1 環境教育・環境学習等の推進に関する施策

今日の環境問題は、社会における事業活動や日常生活に起因するところが多く、事業者や県民などすべての主体が、自主的かつ積極的に環境

の保全及び創造に取り組んでいくことが必要です。このため、普及啓発や広報活動を含め、各種の環境教育・学習推進事業を実施しています。

1 環境教育・環境学習の推進

(1) エコ・カレッジの開催

環境についての幅広い知識と地域や職場等において様々な環境保全活動を実践するために必要なノウハウの習得を図るため、広く県民を対象とした環境学習の講座を開催しました。

ア 体験コース

環境について幅広い視点を備えるため、環境学習や環境保全活動に関するプログラム構築のノウハウを習得

- 修了者数 69人
- 内容 動画配信による講義

イ 職域コース

企業の環境保全担当者を対象に、環境に配慮した事業活動を推進するため、環境保全業務に関する知識やノウハウを習得（（一社）茨城県環境管理協会で実施）

- 修了者数 68人
- 内容 講義、事例研究等

(2) 小学生向け環境実践プログラムの配布

子どもの頃から環境保全に関する意識を育むため、本県独自の環境実践プログラム「キッズミッション」（小学校高学年対象）を県内の全小学校486校に配布しました。

(3) 中学生向け環境教育プログラムの配布

中学生が環境について理解し、地域における環境に関する課題等について考えるきっかけとするためのプログラムを県内の全中学校246校に配布しました。

(4) 高校3年生向けハンドブック「ECO LIFE」による啓発

高校卒業後に新社会人や大学生として自立した生活を始める高校3年生を対象に、エコライフのノウハウを伝えるため、エコライフ実践ハンドブック「ECO LIFE」を作成し、ホームページに掲載しました。

2 環境教育・環境学習の機会と場の提供

(1) 環境アドバイザーの派遣

地域での環境学習を支援するため、学校、公民館、自治会等が行う学習会等に講師を派遣しました。

- アドバイザー委嘱数 52人及び4団体
- 派遣回数 45回、受講者 1,511人
- 内容 地球温暖化問題、自然観察会、ごみとりサイクル、エコライフなど



学習会の様子

(2) こどもエコクラブ事業の推進

こどもエコクラブは、幼児から高校生を対象に、地域や学校で環境学習や環境保全活動に取り組むクラブです。

本県では、34クラブ、1,529人（令和3年3月末）が参加しています。

第2 今後の取り組み

県民一人ひとりが環境について学び、環境に配慮した生活の実践に取り組む「環境学習社会」の構築に向け、家庭、学校、地域社会、職場な

どの様々な場において、環境教育・環境学習を推進していきます。

第2節 各主体の環境保全活動と協働取組の促進

第1 各主体の環境保全活動と協働取組の促進に関する施策

持続可能な社会を実現するためには、県民一人ひとりが環境問題についての理解を深め、家庭や学校、職場、地域社会など様々な場面で環境に配慮した活動を実践することが重要です。このため、県民、事業者等の実践的取り組みの促進を図るとともに、県も、自らの事務事業にともなう環境負荷の低減を図っています。

1 県民の環境保全活動の促進

(1) 茨城エコ・チェックシート

日常生活での省エネ・省資源等の実践活動を促進するため、「茨城エコ・チェックシート」をホームページに掲載し、環境に配慮した生活行動への動機付けを行いました。

(2) 環境保全茨城県民会議

現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受することができる持続的発展可能な社会の構築を目指す取組の一環として、オンライン講演会、プラスチック・スマートに関する広報、フォトコンテスト等を実施しています。

○功労者の表彰

- ・ほう賞 一般部門（団体）4団体
- 子ども部門 1団体

○海洋プラスチックごみに関するオンラインセミナーの開催

海に大量に放出されているプラスチックごみに関する関心と理解を深めるためのオンラインセミナーを実施

実施日：令和3年1月20日（水）

○いばらき自然環境フォトコンテスト

実施期間：令和2年6月29日（月）～10月16日（月）

- ・応募総数 344件（一般317件、中高生27件）
- ・受賞作品 12件

2 団体の環境保全活動の促進

(1) 食を通じたエコライフ運動

生活学校を通じて、地産地消や食品ロスの削減、3R実践などを呼びかけるとともに、勉強会及び活動発表会を実施しました。

(2) 環境関係表彰

環境保全意識の高揚を図るため、環境保全や環境美化に功績があった3人、6団体と、環境マネジメントなどに成果のあった6企業を表彰しました。

3 事業者の環境保全活動の促進

（一社）茨城県環境管理協会は、事業者自らが公害を防止しようとする共通の目的のもとに昭和47年に設立され、環境調査、測定分析評価、環境技術支援を行っています。

県は、環境管理協会が行う事業に対して指導・支援を行い、事業者の環境保全活動の促進に貢献しています。

4 環境マネジメントの推進

(1) 茨城エコ事業所登録制度の普及

事業者の環境に配慮した取り組みを推進するため、中小事業者でも手軽に導入できる簡易な環境マネジメントシステムとして普及を促進しました。

(2) 環境マネジメントシステム導入の促進

環境マネジメントシステムの国際的な規格であるISO14001が平成8年9月に発効されて以来、県内では、製造業を中心に同規格の認証取得が順調に進んでいます。

また、環境省が普及を推進しているエコアクション21の地域事務局として、平成19年12月に茨城県中小企業団体中央会が認定されています。

5 県の環境保全に向けた率先実行の推進

県は、自らの事務事業の執行に際し、環境への負荷の低減を図ることを目的に、「環境保全率先実行計画」に基づき、全庁的に取り組みを進めています。

(1) 計画の対象

県が行うすべての事務事業及び指定管理者施設が行う事務事業

(2) 実施状況

いばらきエコスタイルの取組や定時退庁日の一斉消灯に加え、エコドライブを推奨するなど、省エネルギーなどの取組を推進しています。

また、グリーン購入推進方針や低公害車導入方針に基づき、環境負荷の少ない公用車や物品の購入を進めています。

(3) 第6期計画の策定

令和3年3月、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第6期目の環境保全率先実行計画を策定しました。これに基づき、引き続き全庁を挙げて環境への負荷の低減に取り組んでいきます。

6 協働の取組の仕組みづくり

環境保全茨城県民会議（昭和47年設立）では、各構成団体をはじめ事業者、行政との連携を一層強化し、県民運動の推進、エコライフ（環境に配慮した生活）実践活動の推進、環境情報の発信等を積極的に行っています。

県は、環境保全活動を推進する観点から、自然環境保全活動、エコライフ運動などを県民運動として推進する環境保全茨城県民会議に対して事業費などの助成を行い、組織の育成、指導を図っています。

図表 7-2-1 県庁エコ・オフィスプラン実績（速報値）

項目		単位	平成27年度 (基準、a)	令和2年度 (実績、b)	b/a	令和2年度 目標値
電気使用量 (道路照明・信号を除く)	庁舎用	kWh/m ²	37.74	42.98	113.9	35.85
	事業用	kWh/m ³	0.247	0.264	106.9	0.235
公用車燃料使用量<原油換算>		kℓ/台	1.26	0.89	70.6	1.20
燃料使用量 <原油換算>	庁舎用	ℓ/m ²	1.60	1.80	112.5	1.52
	事業用	kℓ/汚泥t	0.036	0.033	91.7	0.034
用紙類使用量<A4換算>		千枚	268,687	236,335	88.0	243,430
水道使用量		千m ³	1,205	964	80.0	1,092
可燃廃棄物排出量		t	3,263	2,720	83.4	2,956
グリーン購入率		%	82.5	84.1	101.9	90%以上
温室効果ガス排出量<CO ₂ 換算>		t	160,135	164,578	102.8	152,128

第2 今後の取り組み

県民、民間団体、事業者、県などの各主体の環境保全活動の促進に向けた取組を推進し、自主的かつ積極的な環境保全活動の促進を図るとともに、すべての主体が一体となって取り組めるような、連携の仕組みづくりに努めていきます。

そのため、環境保全茨城県民会議やチャレン

ジいばらき県民運動等と連携し、環境保全に向けた県民運動を展開します。また、県自らの取り組みについても、「第6期環境保全率先実行計画」に基づき、低公害車の導入や省エネ・省資源を推進し、環境への負荷の低減を図ります。

第3節 国際的な視点での環境保全活動の促進

第1 国際的な視点での環境保全活動の促進に関する施策

1 環境保全のための国際協力の推進

国際的な協力については、これまで国や国際機関が中心となって実施してきましたが、開発途上国からの多様なニーズに応えるため、地方自治体の役割が期待されるようになってきました。

本県においても、高度な産業が集積しているとともに、環境保全活動に取り組む様々な主体が多数活動していることから、情報交換等のネットワーク化を図り、地球規模での環境保全活動が推進されるよう、積極的に環境分野における国際協力に取り組んでいます。

(1) 海外への専門家派遣

一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）が設置する「自治体国際協力人材バンク」に、国際協力に関する知識や技術を有する県内自治体職員を登録しており、開発途上国からの要請に応じて適切な人材を派遣する体制を整えています。

(2) 国等との連携・協力

独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施しているJICA海外協力隊（青年海外協力隊、シニ

ア海外協力隊等）に係る募集・広報活動を同機構と共同で実施するとともに、派遣者及び帰国者に対する支援活動を行っています。

(3) いばらき霞ヶ浦賞

本県では、平成9年度から開発途上国における湖沼環境保全の研究や技術開発を支援するため創設された「いばらき霞ヶ浦賞」を授与しています。平成30年度には第17回世界湖沼会議が本県で開催され、同賞の授与も同会議に併せて実施しており、今回も含めて30カ国・60組（162名）の研究者等に授与しています。

2 民間団体等の国際協力の推進

本県には多くの国際交流・協力団体が存在しております。この中には、環境分野での国際協力を活動の中心としている団体も多く、本県では、現地情報の提供、現地との連絡・調整の支援、各団体が独自に行う研修員受入・ボランティア派遣等に係る各種手続きのアドバイス等を行っています。

第2 今後の取り組み

国や関係機関と協力・連携を図りながら、研修員の受入、専門家の派遣、学術・研究交流等

に積極的に取り組み、引き続き地方発の国際的環境協力の推進に努めます。

第8章 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

第1節 環境情報の収集・管理・提供

第1 環境情報の収集・管理・提供の状況

1 ホームページによる情報提供

県ホームページに、省エネ・節電に関する取組のページを掲載するなど、環境関連の情報提供の一層の充実を図っています。

また、環境学習メールマガジンを毎週発行し、県民に対して、県の施策や県内の環境イベント等に関する情報提供を行っています。

・メールマガジン登録読者数406人(令和3年3月末)

2 環境学習資料の提供

環境に関するビデオ、図書やパネルの貸出しを行っています。

3 霞ヶ浦環境科学センターの情報収集・発信

(1) センターホームページ等による情報発信
ホームページやSNSに霞ヶ浦の調査・研究情報、環境学習やイベント情報を掲載し、また、県内の環境保全に取り組む市民団体等の活動を紹介するなどの情報提供を行いました。

(2) 霞ヶ浦環境科学センター成果発表会の開催
・湖沼環境や大気・化学物質に関する研究の成果を発表しました。

開催日：令和3年1月29日

開催場所：霞ヶ浦環境科学センター（Web開催）

接続数：29人

(3) 資料の収集及び提供

環境関連施設や環境保全市民団体の発行紙の収集・情報提供を行っています。また、環境関係図書の貸出しを行っています（貸出可能図書約8,952冊）。

(4) 展示交流広場の活動による情報提供

環境保全団体や企業に環境保全活動の情報を発信する場を提供しています。

(5) センターサポーター

サポーター登録者に環境イベントの情報を中心に情報発信しています。

第2 今後の取り組み

県ホームページにおいて、環境学習をはじめ様々な環境情報を県民にとってわかりやすく、迅速に提供します。また、霞ヶ浦環境科学センターにおいて、水環境や大気環境等についての

研究成果などについて積極的に発信するとともに市民・企業・研究者・行政を結ぶ霞ヶ浦情報ネットワークの充実を図ります。

第2節 グリーン・イノベーションの推進

第1 グリーン・イノベーションの推進

「グリーン・イノベーション」とは、生活・地域社会システムの転換及び新産業創出により、環境、資源（天然資源、食糧資源）、エネルギー等の地球規模での制約となる課題解決に貢献し、経済と環境の両立により世界と日本の成長の原動力となるものです。

国では、エネルギーの自立化や地球温暖化対策などの課題に取り組むため、*再生可能エネルギーや水素・CCS（二酸化炭素回収貯留）、原子力などの全ての技術的な選択肢の可能性を追求し、エネルギーの転換と脱炭素化に向けたイノベーションを推進することとしています。

本県においても、県民一人ひとりのライフス

タイルの転換や環境・エネルギー技術を用いた新産業の創出を図ることにより、経済の成長を維持しながら、環境負荷の小さい社会の構築を目指す必要があります。

そうした中、本県は、原子力発電・火力発電等を有する電源立地県であり、我が国のエネルギー供給において重要な役割を担っています。また、つくば・東海・日立・鹿島地区などの知的集積や産業集積があり、次世代のエネルギー分野を開拓する研究開発が進められるなど、グリーン・イノベーションの推進基盤となる環境研究・技術開発に取り組む環境が整っています。

第2 グリーン・イノベーション推進のための施策

1 つくば・東海地区等の科学技術集積の活用

(1) J-PARCの利活用の促進

低炭素社会に貢献する燃料電池やリチウムイオン電池など環境エネルギー分野をはじめとして、中性子ビームラインの産業利用を促進するため、様々な技術相談等への迅速な対応や、産業界の研究ニーズを踏まえた利用制度の導入など、きめ細かな利用者支援を行うとともに、得られた成果を企業向けセミナーや成果報告会等を通じて産業界に発信しています。

(2) つくば国際戦略総合特区の推進

平成23年12月に指定された「つくば国際戦略総合特区」において、グリーンイノベーション分野のプロジェクトを推進しています。

新エネルギーでは、石油代替燃料として期待される藻類バイオマスエネルギー実用化の研究を、省エネルギーでは、国際競争力のある世界的なナノテク拠点を構築するとともに、炭化ケイ素等を活用した画期的な省エネルギー機器等の開発などを進めています。

2 競争力あるものづくり産業の育成

○県内中小企業の成長分野進出支援

県内産学官の連携により、平成22年6月に設立した「いばらき成長産業振興協議会」の活動を通じ、産学官連携による新製品の開発、大手企業への技術提案活動などを支援することにより、今後成長が見込まれる「次世代自動車」「環境・新エネルギー」「健康・医療機器」「食品」「IT・次世代技術」の5つの成長分野への進出を促進しております。

分野別では、「次世代自動車」分野において水素燃料電池自動車、「環境・新エネルギー」分野において風力発電等の再生可能エネルギーなどをテーマとした取り組みを推進しています。

第3 今後の取り組み

1 つくば・東海地区等の科学技術集積の活用

低炭素社会の実現に向けて、最先端研究施設であるJ-PARCの産業利用を促進し、燃料電池やリチウムイオン電池等の革新的技術の研究・開発による成果の創出を図ります。

また、「つくば国際戦略総合特区」では、グリーンイノベーション分野のプロジェクトを計画的に推進することにより、藻類バイオマスの屋外大規模生産技術の確立や、藻類産業の創出、世界的ナノテク拠点における次世代高効率電力変換技術の確立などによる電力エネルギー利用の効率化、さらにはレアメタルリサイクル技術の開発による循環型社会の実現を図っていきます。

2 競争力あるものづくり産業の育成

県内中小企業等で構成する「いばらき成長産業振興協議会」の活動を通じ、成長分野への進出に資する新製品・新技術の開発支援等を行うことにより、競争力あるものづくり産業の育成に貢献していきます。

3 カーボンニュートラル産業拠点の創出

臨海部における大規模製造業・研究機関等の集積という本県のポテンシャルを活かし、産業における*カーボンニュートラル社会に向けた取組を成長の原動力とするため、産学官連携による「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会」により、官民・民民連携による個別プロジェクトの形成推進や、カーボンニュートラルポート形成計画の作成等を進め、本県の将来を担う産業の創出を目指します。

第3節 総合的な環境保全対策の推進

第1 総合的な環境保全対策の推進に関する施策

1 生活環境の保全等に関する条例

都市・生活型の環境問題に適切に対応していくため、環境関係法令や平成17年に改正した「生活環境の保全等に関する条例」に基づき、公害防止対策や騒音、振動及び悪臭防止対策、大気保全対策、河川・湖沼などの公共用水及び地下水などの水質保全対策、ダイオキシン類等化学物質対策を推進しています。

(1) 条例の特徴

ア 新たな課題への対応

(ア) 都市・生活型公害への対応

県民のライフスタイルの転換による環境への負荷の低減のため、生活排水と自動車排出ガスの対策について規定しています。

(イ) 化学物質、土壌・地下水汚染への対応

化学物質の使用等に伴う環境汚染を防止するため、化学物質の適正管理と土壌・地下水の汚染防止について規定しています。

イ 取り組みの強化

(ア) 工場・事業場の排水対策の強化

一定床面積以上の飲食店等を規制対象施設に追加、排水基準の適用を受けない小規模事業所

の排水対策について規定しています。

(イ) 危機管理対策の強化

大気汚染や水質汚濁に係る事故時・緊急時の措置を新たに規定しています。

(ウ) 豚舎、鶏舎等の悪臭防止の強化

農業振興地域の適用除外規定を廃止、鶏舎に係る規制を強化しています。

(エ) 関係法令等との整合

廃棄物処理法との整合から、量の如何を問わず、ゴム、廃油等の屋外燃焼行為を禁止しています。

2 経済的支援

県では、中小企業者が環境保全及び地球温暖化対策に資する事業に必要な資金について、また霞ヶ浦、酒沼及び牛久沼流域の個人世帯が高度処理型浄化槽の設置や下水道等への接続工事に必要な資金について融資のあっ旋を実施しています。さらに、平成29年度より省エネルギー対策設備導入に係る補助金制度を創設しました。なお、融資制度については、対策がより必要な部門について事業者及び個人の取り組みの促進を図るため利子補給制度を設けています。

図表 8-3-1 環境保全施設資金融資制度

中 小 企 業 者 対 象	
対 象 者	県内に工場等を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者
融 資 対 象 事 業	○環境保全施設 【大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物資の適正管理施設の設置や改善】 ○地球温暖化対策 【省エネルギー・再生可能エネルギー施設（売電目的のものは対象外）の設置や改善】
融 資 限 度 額	環境保全施設 (1) 融資対象となる事業費の80%以内 (2) 一つの貸付事業につき2,500万円を限度 但し、ダイオキシン類対策等、知事が必要と認めた場合は5,000万円
	地球温暖化対策 (1) 融資対象となる事業費から地方自治体等の補助額を控除した額に80%を乗じた額 (2) 一つの貸付事業につき500万円を限度 但し、再生可能エネルギー施設設置等、知事が必要と認めた場合は1,500万円
融 資 利 率	融資期間 利率（カッコ内は保証付きの場合） 5年超～7年以内 2.3（1.8）% 3年超～5年以内 2.2（1.7）% 3年以内 2.1（1.6）%
償 還 方 法	元金均等償還（1年以内の据置可）
利 子 補 給	○霞ヶ浦流域外において、小規模事業者が行う排水対策 高度処理（窒素又はりん除去）施設：全額利子補給 高度処理以外の污水处理施設：0.9% ○霞ヶ浦流域において、条例等※に基づき次の者が設置する排水対策施設 (1) 霞ヶ浦小規模特定事業者 (2) 霞ヶ浦小規模指定事業者及び霞ヶ浦一般事業者 (3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル未満の者 ：全額利子補給 ○家畜排せつ物の負荷削減対策施設：全額利子補給（霞ヶ浦流域） ○ダイオキシン類対策施設：0.6% ○省エネルギー施設・再生可能エネルギー施設：全額利子補給（省エネルギー対策実施計画書を提出（省エネ対策設備導入に係る県の補助 済のエコ事業所登録事業者） 金対象事業を除く。）：0.9%（上記以外のエコ事業所登録事業者）

※水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び茨城県霞ヶ浦水質保全条例

個 人 対 象	
対 象 者	霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域に居住する個人世帯
融 資 対 象 事 業	○高度処理型浄化槽（窒素やりの除去）の設置に係る費用 ○公共下水道または農業集落排水処理施設への接続工事に係る費用
融 資 限 度 額	(1) 設置や接続工事に係る費用全額 (2) 補助金額は除くものとし、200万円を限度
融 資 利 率	県が全額利子補給しますので、利用者の実質金利は0%
融 資 期 間	5年以内
償 還 方 法	元金均等償還（6ヶ月以内の据置可）

図表 8-3-2 令和2年度茨城県中小規模事業所向け省エネ対策設備導入推進事業費補助金

中 小 規 模 事 業 所 対 象	
補 助 対 象 者	令和元年度・令和2年度省エネルギー診断（県委託事業）を受診し、かつ、茨城エコ事業所及びいばらきエコチャレンジ賛同事務所に登録されている又は登録の意思がある者
補 助 対 象 設 備	省エネルギー診断で提案された設備の改修・更新
補 助 率 ・ 要 件 等	○設計費、設備装置等購入費、工事費の3分の1、補助金額100万円未満 ○補助対象設備の改修・更新に加え、省エネルギー診断で提案された運用面の改善についても実践すること ○補助対象設備の改修・更新等により、省エネ率20%以上又は10t-CO ₂ 以上の削減が見込まれること
そ の 他	○省エネルギー診断について ・対象事業所：省エネを計画している中小規模事業所、茨城エコ事業所及びいばらきエコチャレンジ賛同事務所に登録すること （原則として、年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL未満） ・診断費用：無料

4 公害苦情処理・公害紛争処理

(1) 公害苦情処理

ア 公害苦情の処理体制

公害に関する苦情は、地域住民に密接に関わる問題であり、これを適切に処理することは苦情申立者はもとより、住民の健康と良好な生活環境を確保するうえで極めて重要なことです。このため、「公害紛争処理法」の規定に基づき公害苦情相談員を設置するなど、公害苦情処理体制を整備し、公害苦情の迅速かつ適切な処理に努めています。

令和3年3月末現在、公害苦情相談員は、県では25人が、市町村では22人が設置されています。

なお、公害苦情相談員のほかにも、県で10人、市町村で245人の職員が苦情の処理に当たっています。

イ 公害苦情の受理状況

令和2年度の公害苦情種類別新規受理件数は5,034件（県41件、市町村4,993件）です。苦情内容を種類別にみると、典型7公害については大気汚染に関するものが最も多く、次いで悪臭、騒音に関するものとなっており、典型7公害の苦情の約90%を占めています。典型7公害以外については廃棄物投棄などが多く苦情全体の約35%を占めています。

(2) 公害紛争処理

公害に関する民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」及び「公害紛争処理条例」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられています。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は重大事件、広域処理事件等の紛争のあっせん、調停、仲裁及び裁定を行い、公害審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあっせん、調停、仲裁を行っています。

「茨城県公害審査会」は現在、10名の委員で構成されており、昭和45年の設置以来、令和3年3月末現在までに14件の調停事件の処理に当たっています。

図表 8-3-3 公害苦情種類別受理件数の推移

種類別	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
典型7公害	件 (%)	1,879(46.2)	1,525(41.8)	1,408(41.4)	1,450(35.4)	1,986(39.5)
大気汚染		852(21.0)	690(18.9)	577(17.0)	675(16.4)	874(17.4)
水質汚濁		126(3.1)	113(3.1)	108(3.2)	117(2.9)	109(2.2)
土壌汚染		13(0.3)	4(0.1)	5(0.1)	5(0.1)	13(0.3)
騒音		433(10.7)	362(9.9)	314(9.2)	273(6.6)	443(8.8)
振動		27(0.7)	27(0.7)	16(0.5)	20(0.5)	35(0.7)
地盤沈下		3(0.1)	2(0.1)	3(0.1)	1(0.1)	0(0)
悪臭		425(10.5)	327(9.0)	385(11.3)	359(8.8)	512(10.2)
典型7公害以外		2,184(53.8)	2,127(58.2)	1,990(58.6)	2,640(64.6)	3,048(60.5)
計		4,063(100)	3,652(100)	3,398(100)	4,090(100)	5,034(100)

5 その他の環境保全対策

(1) 事業者の公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等からなる公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされています。

公害防止組織は、公害防止対策の責任者である「公害防止統括者」、公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」及び一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から構成されています。

令和3年3月現在、公害防止管理者等が選任されている工場は416社です。未選任の工場に対しては、立入検査等で選任を指導しています。

(2) 公害防止計画の推進

公害防止計画は、「環境基本法」に基づき、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがある地域について、公害の防止に関する諸施策を総合的かつ計画的に講じることによって公害の防止を図ることを目的として知事が作成するものであり、本県では鹿島地域について作成しています。

鹿島地域については、鹿島港を中核とした大規模な臨海工業団地に、鉄鋼、電力、石油化学等の基幹産業が立地しているため、鹿嶋市、神栖市を対象として昭和47年度から9度にわたり公害防止計画を作成し、これに基づき大気汚染防止対策等の諸々の公害防止対策を推進しています。

(参考)

「第9次鹿島地域公害防止計画」の概要(平成23～令和2年度)

1 主要課題

- (1) 鹿島コンビナート周辺における大気汚染対策
- (2) 北浦、常陸利根川及び鹿島灘海域の水質汚濁対策

2 主な施策

下水道・浄化槽の整備、工場・事業場に対する排水指導及びばい煙の排出抑制指導、大気汚染原因物質の実態把握

(3) 公害防止協定の運用

公害防止協定は、現行の環境関係法令による規制だけでは、公害の未然防止を十分に図ることができない地域について、行政と企業双方が合意した取り決めのもとで、積極的に公害防止を図ろうとするものです。

本来、協定の締結による地域の環境保全は、地元市町村が主体的に行うものですが、大規模な工業団地や企業の集積度が高い地域等については、県も協定当事者となって地域の環境保全に関与することとしており、鹿島地域、筑波地域(北部・西部工業団地)及びひたちなか地域((株)JERA常陸那珂火力発電所、(株)常陸那珂ジェネレーション常陸那珂共同火力発電所)の3地域がこれに該当します。

これらの地域では、協定締結企業や新規に立地する企業に対し、協定内容の遵守等について指導を行っています。

第2 今後の取り組み

1 環境影響評価制度の適正な運用

「*環境影響評価法」及び「環境影響評価条例」の適正な運用により、事業の実施に伴う環境影響の低減を図り、県域における良好な環境の保全に努めます。

また、事業者に対し、個別法に基づく指導・助言を行い、事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされるように努めます。

2 生活環境の保全等のための施策の推進

「生活環境の保全等に関する条例」に基づき、都市・生活型公害などの新たな環境問題に対応するための施策を推進するとともに、現行規制の適切な運用を図ります。

3 経済的支援

中小企業における環境保全及び省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置・改善

や、霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域の個人世帯が高度処理型浄化槽の設置等を促進するため、融資あっ旋や利子補給事業を実施し、事業者等の経済的負担の軽減を図ります。

4 公害苦情処理・公害紛争処理

県民からの公害苦情を処理するため、公害苦情相談員制度により迅速かつ適切な苦情処理に努めます。

5 その他の環境保全対策

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、対象工場に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等の指導を行います。

鹿島地域では、環境質の一部で改善されていないものがあるため、公害防止計画に基づき、総合的な公害防止施策の推進を図ります。

また、公害防止協定の適切な運用を図り、環境汚染の未然防止及び生活環境の保全に努めます。

◇森林湖沼環境税活用事業の実施状況について

森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川には広く県民の皆様が恩恵を受けているさまざまな働き（公益的機能）があります。

しかし、県内では管理放棄され荒廃した森林が増加しているため、水源涵養機能や山地災害防止機能、二酸化炭素吸収源として地球温暖化を防止する機能などの森林の公益的機能が低下するおそれが生じています。

また、霞ヶ浦の水質については、汚濁の進行は抑えられていますが、大幅な改善には至っておらず、一層の取り組みが必要です。

このため、県では、平成20年度から、森林湖沼環境税を導入し、森林の保全整備や湖沼・河川の水質保全のための施策を重点的に実施しています。

1 令和2年度事業実績

(1) 森林の保全・整備

ア 自立した林業経営による適切な森林管理と木材利用の推進

(ア) いばらきの森再生事業

持続的な森林管理を推進するため、経営規模の拡大に取り組む林業経営体を実施する再造林や間伐に対し補助しました。

(イ) 種苗生産体制整備事業

再造林の推進に伴い需要増が見込まれる苗木の安定供給を図るため、コンテナ苗の生産に係る技術改良を実施しました。

(ウ) 森林施業効率化促進事業

林業従事者の減少や高齢化が進み、間伐などの森林整備を担う林業労働力の不足が危惧されることから、高性能林業機械のレンタル経費に助成し、森林整備に必要な労働力を確保しました。

(エ) 高精度森林情報基盤整備事業

森林の施業の集約化を促進するため、人工林における航空レーザー測量による森林の調査を実施しました。

(オ) いばらき木づかいチャレンジ事業

県産木材の需要拡大と、県民が木とふれあう機会を創出するため、木材利用のPR効果が期待できる施設の木造化・木質化や木製品導入のほか、新築木造住宅などに対する支援を行いました。

イ 県土・生活環境の保全

(ア) 条件不利地森林整備事業

地形等の自然条件が林業経営に適さない人工林の広葉樹林化に対し補助しました。

(イ) 海岸防災林機能強化事業

海岸防災林の機能強化を図るため、広葉樹等の植栽や松くい虫予防のための薬剤散布を実施しました。

(ウ) 身近なみどり整備推進事業

都市化に伴う開発や手入れ不足などにより、減少と荒廃が進んでいる平地林・里山林について、地域住民等が主体となって行う保全と整備に対して助成し、快適で豊かな森林環境づくりを推進しました。

ウ 森林に対する県民意識の醸成

(ア) 森林・林業体験学習促進事業

次代を担う子どもたちが、森林内での自然観察や体験活動などを通じて、森林の持つ様々な働きについて理解を深め、健全な心身の成長に資するよう、森林環境教育の推進を図りました。

(イ) いばらきの森普及啓発事業

森林の働きや重要性や林業の果たす役割、森林湖沼環境税の意義や用途などについて、広く県民の理解を得るために、広報誌やイベントを通じて普及啓発を行うほか、森林づくりや森林環境学習などの活動を行う団体に対し助成を行いました。

(ウ) 筑波山ブナ林保護対策事業

衰退が危惧されている筑波山のブナ林に対して、行政と県民が一体となった保全活動を推進するため、ロープ柵の設置や、林床のササ刈りなどを実施しました。

(2) 湖沼・河川の水質保全

ア 生活排水等対策（点源対策）

(ア) 霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業

湖沼の富栄養化の要因となる窒素・りんを通常型より多く除去できる高度処理型浄化槽の設置を促進するため、設置者の負担額が通常型浄化槽よりも少なくなるよう上乗せ補助を行いました。

また、生活排水を未処理のまま放流している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽の撤去費用について補助を行うほか、令和元年度からは、霞ヶ浦流域において、宅内配管工事費の補助も開始しました。

(イ) 湖沼水質浄化下水道接続支援事業・農業集落排水施設接続支援事業

下水道及び農業集落排水施設への接続を促進するため、市町村が行う接続支援事業に対して補助を行

いました。

(ウ) 霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業

工場・事業場の排水基準の遵守徹底のため、水質保全相談指導員を計14名配置し、工場・事業場の立入検査等を実施しました。

(エ) 排水処理施設りん除去支援事業

農業集落排水施設の排水水からさらにりんを除去するため、市町村に対し、薬剤追加添加等にかかる費用に対する補助を行いました。

イ 農地・畜産対策

(ア) 霞ヶ浦農業環境負荷低減栽培推進事業

レンコン田における環境負荷低減栽培技術の確立に向け、実証ほの設置と研究・調査を行いました。

(イ) 良質堆肥広域流通促進事業

霞ヶ浦流域内で生産された堆肥の流域外での利用を促進するなど、良質堆肥の広域流通と利用拡大の取組等に対し補助を行いました。

(ウ) 畜産排せつ物農外利用等促進事業

畜産農家における固液分離機の設置への補助を行いました。

(エ) 水田水質保全対策モデル事業

水田からの流出負荷の削減に向けて、土地改良施設を活用した農業用水の節水の取組に対する支援を行いました。

ウ 県民意識の醸成

(ア) 霞ヶ浦環境体験学習推進事業

子どもの頃から水辺環境に親しみ、水環境保全の重要性を学ぶため、県内小中学生等を対象とした霞ヶ浦湖上体験スクールを実施し、霞ヶ浦の現状や対策についての理解と水環境保全意識の醸成を図りました。

(イ) 水質保全市民活動・環境学習等推進事業

市民活動を促進するため、環境保全活動や環境学習などに必要な活動資機材の無料貸出し及び市民団体への活動費補助を実施し、市民活動を支援しました。

また、霞ヶ浦環境科学センターを利用した水質分

析やプランクトン観察、霞ヶ浦周辺での自然観察会の実施など、幅広い世代を対象とした環境学習を実施しました。

(ウ) 漁場環境・生態系保全活動支援事業

漁業者等によるヨシ帯の保全活動等に対する支援を行いました。

エ 水辺環境の保全

(ア) 漁業による水質浄化機能促進事業

窒素・りん等の除去につながる未利用魚の回収を実施しました。

(イ) 霞ヶ浦・北浦等アオコ対策事業

アオコ被害を防止するため、アオコ抑制装置の設置やパトロール等を実施しました。

(ウ) 霞ヶ浦流域重点対策推進事業

新川流域における新たな技術を活用した河川の直接浄化施設の運転等を実施しました。

(エ) 霞ヶ浦水質環境改善事業

水質改善に向けた試験研究を行いました。



霞ヶ浦湖上体験スクール

事業名	実績（令和2年度）
(1) 森林の保全・整備	
ア 自立した林業経営による適切な森林管理と木材利用の推進	
(ア) いばらきの森再生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐面積 803.1 ha ・再造林面積 115.0 ha
(イ) 種苗生産体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・採種園整備 0.16 ha
(ウ) 森林施業効率化促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高性能林業機械レンタル経費補助 延べ 77 か月分
(エ) 高精度森林情報基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林における航空レーザー測量 5 市町
(オ) いばらき木づかいチャレンジ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設等の木造化・木質化への補助 1 施設 ・先導的な木造住宅に対する補助 10 戸

事業名	実績（令和2年度）
イ 県土・生活環境の保全	
(ア) 条件不利地森林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 人工林の広葉樹林化 8.1 ha
(イ) 海岸防災林機能強化事業	<ul style="list-style-type: none"> 広葉樹等植栽 14.3 ha 薬剤散布 426 ha
(ウ) 身近なみどり整備推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 平地林・里山林整備 94.7 ha
ウ 森林に対する県民意識の醸成	
(ア) 森林・林業体験学習促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 参加者 2,660 人
(イ) いばらきの森普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 県広報紙「ひばり」特集記事掲載 普及啓発イベントの実施 3 日間 森林づくりなどの活動補助 20 団体
(ウ) 筑波山ブナ林保護対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ロープ柵設置 174.2 m 林床ササ刈り 1,035 ㎡
(2) 湖沼・河川の水質保全	
ア 生活排水等対策	
(ア) 霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 高度処理型浄化槽設置補助 882 基 単独処理浄化槽撤去補助 905 基
(イ) 湖沼水質浄化下水道接続支援事業、農業集落排水施設接続支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 下水道接続補助 1,001 戸 農業集落排水施設接続補助 154 戸
(ウ) 霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 水質保全相談指導員の配置 14 名 立入検査 975 件
(エ) 排水処理施設りん除去支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤追加添加等にかかる費用を市町村に補助 36 施設
イ 農地・畜産対策	
(ア) 霞ヶ浦農業環境負荷低減栽培推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 実証ほの設置箇所 レンコン田 20箇所
(イ) 良質堆肥広域流通促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 良質堆肥の広域流通の取組を支援 2 集団
(ウ) 家畜排せつ物農外利用等促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 整備箇所数 3 箇所
(エ) 水田水質保全対策モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> 取組地区数 3 地区

事業名	実績（令和2年度）
ウ 県民意識の醸成	
(ア) 霞ヶ浦環境体験学習推進事業	• 霞ヶ浦湖上体験スクール 参加人数 3,379人
(イ) 水質保全市民活動・環境学習等支援事業	• 市民団体活動支援 12団体
(ウ) 漁場環境・生態系保全活動支援事業	• ヨシ帯保全活動支援 6活動組織
エ 水辺環境の保全	
(ア) 漁業による水質浄化機能促進事業	• 未利用魚の回収 366t
(イ) 霞ヶ浦・北浦等アオコ等対策事業	• アオコ抑制装置の設置、パトロールの実施等
(ウ) 霞ヶ浦流域重点対策推進事業	• 河川直接浄化装置の運転
(エ) 霞ヶ浦水質環境改善事業	• 水質改善にむけた試験研究

2 効果

(1) 森林の保全・整備

間伐や平地林・里山林を整備したことにより、1,756炭素トン（森林の持つ二酸化炭素吸収機能を金額換算すると5.3億円）の炭素吸収効果がありました。

県民の皆さんに森林の大切さや木の良さを理解していただき、「県民全体で森林を守り育てていこう」という意識の醸成を図ることができました。



子どもたちへの森林環境教育（間伐体験）

(2) 湖沼・河川の水質保全

高度処理型浄化槽の設置支援及び下水道等への接続支援等による、生活排水対策や環境負荷低減栽培技術の開発・普及の取組等による、農地対策を行いました。

このほか、霞ヶ浦環境体験学習推進事業等による、県民意識の醸成及び漁業による水質浄化機能促進事業等による湖水・河川対策を実施しています。

以上の取り組みにより、霞ヶ浦などに流入する負荷量を、年間のCODで約50.7トン、全窒素で約36.2トン、全りんで約5.26トン削減することができました。

◇森林湖沼環境税活用事業の今期4か年事業計画

【森林の保全・整備】

事業内容	第3期計画 (H30～R3)
①自立した林業経営による適切な森林管理と木材利用の推進	約20億円
自立を目指す林業経営体が行う間伐、再造林等に対する補助	間伐 3,000ha 再造林 220ha
再造林に伴う種子の需要増に応じた採種圃の増設 コンテナ苗の生産に係る技術改良	1.2ha
高性能林業機械のレンタル経費に対する補助	延べ440ヵ月
人工林における航空レーザー測量による森林情報の整備	調査地区10市町
先導的な木造住宅に対する補助 公共施設・民間施設の木造化・木質化に対する補助	40戸 23施設
②県土・生活環境の保全	約11.7億円
条件不利地における人工林の広葉樹林化に対する補助	40ha
海岸防災林における松くい虫の防除対策と広葉樹植栽等	72ha
生活環境保全のための平地林・里山林整備に対する補助	400ha
③森林に対する県民意識の醸成	約2.3億円
森林・林業体験学習の実施	50,000人
税の意義や事業内容の広報等の普及啓発活動 地域の森林づくりの活動を行う団体に対する補助	20市町村 80団体
ブナ育成環境整備、ブナ林保全のための意識啓発	ロープ柵設置 540m
合計	約34.0億円

【湖沼・河川の水質保全】

①生活排水等対策	約21億円
高度処理型浄化槽設置に対する補助等	6,124基
市町村が行う下水道への接続支援に対する補助	8,140戸
市町村が行う農業集落排水施設への接続支援に対する補助	1,060戸
水質保全相談指導員の配置等による工場、事業場の立入検査等	4,400件
農業集落排水処理施設における更なるりん除去に対する補助	補助施設36施設
②農地・畜産対策	約3億円
レンコン田における減肥栽培の実証継続、新たな施肥技術の開発・普及	施肥技術の開発普及
畑地における適正施肥栽培の実証ほ設置、負荷低減技術の普及等	施肥技術の普及
霞ヶ浦流域内から流域外への良質堆肥の広域流通	240ha
畜産農家における炭化灰化処理装置や蒸発散施設の整備への補助	14か所
流域水田における循環かんがい等の水質保全対策への取組支援	3地区
③県民意識の醸成	約4億円
県内小中学生を主な対象とした霞ヶ浦湖上体験学習の実施	38,400人
市民団体等による水質保全活動への補助や環境学習の実施等	120団体 28,800人
ヨシ帯の保全活動等を行う漁業者等の団体への支援	支援団体数7団体
第17回世界湖沼会議の開催	世界湖沼会議開催等
④水辺環境の保全	約6億円
未利用魚の回収による窒素・りん除去	未利用魚回収量1,580トン
霞ヶ浦流域におけるアオコ抑制装置の設置運転、アオコ回収等	アオコの発生抑制、 アオコ回収等
千波湖におけるアオコ抑制装置の設置運転	アオコの発生抑制等
土浦港に設置した浄化施設でのりん除去及び効果検証	施設運転管理、検証
新川等における直接浄化施設の設置運転等	施設運転管理
霞ヶ浦等の水質改善に向けた試験研究等	調査研究
合計	約34億円